

改正高年齢者雇用安定法の成立 について

対象先	DB年金	厚生基金	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ポイント

8月29日、参議院本会議にて、高年齢者雇用安定法の改正案が賛成多数で可決・成立しました。内容のポイントは、次のとおりです。

- ・ 65歳までの希望者全員の雇用確保（経過措置有り）の義務化、ただし心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱いの指針を定める。
- ・ 継続雇用制度の対象者が雇用される企業の範囲の拡大
- ・ 施行期日 平成25年4月1日

正式名称は「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案」

法案の概要は次頁をご参照

法案概要

継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

・継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組みを廃止する。

現行法では、高年齢者の雇用確保措置の中で、労使協定により基準を定め継続雇用制度の対象者を選別できると定めていますが、この部分が削除されることとなります。

ただし、経過措置として、雇用義務年齢を、少なくとも年金支給開始年齢の引き上げにあわせて、平成25年4月から61歳、その後3年おきに1歳ずつ引き上げることを条件に、対象者を限定する基準を設けている事業主は、その基準を引き続き平成37年3月まで使用できるとしています。

継続雇用制度の対象者が雇用される企業の範囲の拡大

・継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大する仕組みを設ける。

現行は、厚生労働省Q&Aで、親会社及び明確な支配力を持つものとして、例えば、連結子会社を対象としています。改正案では、従来の運用を法令で明確化し、さらに子会社間、関連会社にも範囲を拡大しています。特殊関係事業主という新しい言葉が法律条文に登場しています。これは「当該事業主の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある事業主その他の当該事業主と特殊の関係のある事業主」として持株会社、子会社、関連会社を含めて定義したものです。

義務違反の企業に対する公表規定の導入

・高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表する規定を設ける。

現行では、雇用確保措置がとられない場合に、罰則や企業名の公表は規定されていませんが、ルールを厳しくし、公表の規定が設けられました。

その他

・厚生労働大臣は、高年齢者雇用確保措置の実施及び運用(心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱いを含む)に関する指針を定めること。
・施行期日 平成25年4月1日

本指針に関する項目は、衆議院で法案修正として追加されました。企業の負担を考慮して、雇用確保の対象外にする場合の指針を定めるとしています。

以上